

令和 7 年 第 4 回 博 多 区 選 挙 管 理 委 員 会

令和 7 年 3 月 5 日

議 題

議案第21号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第22号 選挙人名簿に登録する者について

議案第23号 福岡県知事選挙における投票所の指定について

議案第24号 福岡県知事選挙における開票の場所及び日時について

議案第25号 福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所
及び日時について

議案第26号 福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじの方法につ
いて

議案第27号 福岡県知事選挙における投票管理者及びその職務代理者の選
任について

議案第28号 福岡県知事選挙における開票管理者及びその職務代理者の選
任について

議案第21号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年3月5日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

1 抹消する者の数
87人

内 訳	
死亡者	49人
市外へ転出後4箇月を経過した者	38人

2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり

3 抹消年月日
令和7年3月5日

(根拠)

・公職選挙法第28条の規定による。

抹 消 者 数 調

令和7年3月5日
博多区選挙管理委員会

番号	投票区名	抹 消 者											
		死亡者			転出者			誤載者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	冷泉	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
2	奈良屋	0	2	2	1	0	1	0	0	0	1	2	3
3	御供所	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2
4	大浜	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
5	千代第一	3	0	3	0	2	2	0	0	0	3	2	5
6	千代第二	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
7	吉塚	1	2	3	0	0	0	0	0	0	1	2	3
8	東吉塚	2	2	4	2	1	3	0	0	0	4	3	7
9	堅粕	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	1	2
10	東光	0	1	1	3	2	5	0	0	0	3	3	6
11	席田	0	0	0	1	1	2	0	0	0	1	1	2
12	月隈	3	1	4	2	0	2	0	0	0	5	1	6
13	東月隈	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2
14	住吉	0	2	2	4	1	5	0	0	0	4	3	7
15	美野島第一	1	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	2
16	美野島第二	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
17	東住吉	0	1	1	1	2	3	0	0	0	1	3	4
18	春住	3	0	3	2	0	2	0	0	0	5	0	5
19	那珂第一	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
20	那珂第二	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
21	那珂第三	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
22	弥生	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
23	板付北	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
24	諸岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	板付	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2
26	麦野	1	1	2	2	0	2	0	0	0	3	1	4
27	三筑北	0	2	2	1	2	3	0	0	0	1	4	5
28	三筑南	0	1	1	3	2	5	0	0	0	3	3	6
29	那珂南第一	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
30	那珂南第二	1	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	2
計		25	24	49	23	15	38	0	0	0	48	39	87

議案第22号

選挙人名簿に登録する者について

令和7年3月5日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和7年3月5日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 登録する者の数
271人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和7年3月5日

(根拠)

- ・公職選挙法第22条第3項の規定による。

投票区別選挙人名簿新規登録者数調

令和7年3月5日

博多区選挙管理委員会

番号	投票区名	男	女	計
1	冷 泉	5	1	6
2	奈 良 屋	9	2	11
3	御 供 所	0	3	3
4	大 浜	6	8	14
5	千 代 第 一	3	8	11
6	千 代 第 二	0	0	0
7	吉 塚	7	7	14
8	東 吉 塚	6	6	12
9	堅 粕	8	5	13
1 0	東 光	16	9	25
1 1	席 田	3	8	11
1 2	月 隈	7	1	8
1 3	東 月 隈	2	2	4
1 4	住 吉	6	2	8
1 5	美野島第一	7	3	10
1 6	美野島第二	5	4	9
1 7	東 住 吉	12	3	15
1 8	春 住	6	6	12
1 9	那 珂 第 一	3	2	5
2 0	那 珂 第 二	5	9	14
2 1	那 珂 第 三	2	3	5
2 2	弥 生	1	3	4
2 3	板 付 北	3	2	5
2 4	諸 岡	4	1	5
2 5	板 付	4	3	7
2 6	麦 野	6	3	9
2 7	三 筑 北	3	2	5
2 8	三 筑 南	3	6	9
2 9	那珂南第一	4	7	11
3 0	那珂南第二	4	2	6
計		150	121	271

議案第23号

福岡県知事選挙における投票所の指定について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における博多区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和7年3月5日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

(根拠)

- ・公職選挙法第39条の規定による。
- ・公職選挙法第41条第1項の規定による。

博多区投票所一覧

投票区番号	投票区名	投票所所在地	投票所名
1	冷 泉	福岡市博多区 上川端町6番25号	冷泉公民館
2	奈 良 屋	福岡市博多区 奈良屋町1番38号	博多小学校会議室
3	御 供 所	福岡市博多区 上呉服町2番27号	御供所公民館
4	大 浜	福岡市博多区 下呉服町10番15号	大浜公民館
5	千 代 第 一	福岡市博多区 千代一丁目20番11号	千代公民館
6	千 代 第 二	福岡市博多区 千代四丁目17番47号	千代中学校柔剣道場
7	吉 塚	福岡市博多区 吉塚二丁目21番54号	吉塚小学校講堂兼体育館
8	東 吉 塚	福岡市博多区 吉塚六丁目8番11号	東吉塚小学校講堂兼体育館
9	堅 粕	福岡市博多区 博多駅東一丁目8番2号	堅粕公民館
10	東 光	福岡市博多区 東比恵二丁目21番1号	東光小学校講堂兼体育館
11	席 田	福岡市博多区 空港前四丁目17番1号	席田小学校講堂兼体育館
12	月 隈	福岡市博多区 月隈三丁目30番1号	月隈小学校講堂兼体育館
13	東 月 隈	福岡市博多区 東月隈四丁目17番1号	東月隈小学校講堂兼体育館
14	住 吉	福岡市博多区 住吉四丁目18番1号	旧住吉小学校講堂兼体育館
15	美野島第一	福岡市博多区 美野島二丁目6番11号	美野島公民館
16	美野島第二	福岡市博多区 美野島三丁目22番7号	住吉小・中学校武道場
17	東 住 吉	福岡市博多区 博多駅南二丁目6番1号	東住吉小学校講堂兼体育館
18	春 住	福岡市博多区 博多駅南五丁目3番1号	春住小学校講堂兼体育館1階会議室
19	那 珂 第 一	福岡市博多区 那珂三丁目10番1号	那珂小学校講堂兼体育館1階多目的室
20	那 珂 第 二	福岡市博多区 東光寺町一丁目14番15号	東光寺公民館
21	那 珂 第 三	福岡市博多区 那珂二丁目18番1号	那珂中学校講堂兼体育館
22	弥 生	福岡市博多区 諸岡一丁目18番11号	弥生会館
23	板 付 北	福岡市博多区 板付二丁目2番20号	板付北小学校講堂兼体育館
24	諸 岡	福岡市博多区 諸岡一丁目25番30号	諸岡町会館
25	板 付	福岡市博多区 麦野二丁目3番1号	板付小学校講堂兼体育館
26	麦 野	福岡市博多区 麦野五丁目17番11号	麦野水利組合集会所
27	三 筑 北	福岡市博多区 諸岡四丁目14番14号	池田会館
28	三 筑 南	福岡市博多区 三筑二丁目9番4号	三筑公民館
29	那珂南第一	福岡市博多区 元町三丁目1番1号	那珂南小学校講堂兼体育館
30	那珂南第二	福岡市博多区 光丘町一丁目2番1号	那珂南会館

議案第24号

福岡県知事選挙における開票の場所及び日時について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における博多区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和7年3月5日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 場所 福岡市博多区山王1丁目9番5号
福岡市立博多体育館
- 2 日時 令和7年3月23日 午後9時15分から

(根拠)

- ・公職選挙法第63条の規定による。
- ・公職選挙法第64条の規定による。

議案第25号

福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙につき、博多区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和7年3月5日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 場所 福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号
福岡市博多区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和7年3月20日 午後6時から

(根拠)

- ・公職選挙法第62条第6項の規定による。

議案第26号

福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙につき、博多区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合の方法を次のように定める。

令和7年3月5日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

（根拠）

- ・ 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

議案第27号

福岡県知事選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における博多区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和7年3月5日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。
- ・ 公職選挙法施行令第25条の規定による。

議案第 28 号

福岡県知事選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 7 年 3 月 23 日執行予定の福岡県知事選挙における博多区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和 7 年 3 月 5 日

福岡市博多区選挙管理委員会
委 員 長 南 原 茂

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 公職選挙法第 61 条第 2 項及び同法施行令第 67 条第 1 項の規定による。
- ・ 公職選挙法施行令第 68 条の規定による。